個別実習

Ｑ＆Ａ

［個別実習に関するＱ＆Ａ］

**＜実習のまとめ、実習自己評価等＞**

|  |
| --- |
| Ｑ１  実習のまとめや実習自己評価はどの段階で記入すればよいのでしょうか？ |
| Ａ１  個別実習を一通り終えてから、記入して下さい。 |

|  |
| --- |
| Ｑ２  実習提出資料の内容によっては、修了証が交付されないということもあるのでしょうか？ |
| Ａ２  実習提出資料を期日に必ず提出していただければ、修了証は交付されます。  実習提出資料の内容を評価することはありませんが、ほとんど白紙など実習を行った形跡がみられない場合に  は再提出を求めることもあります。この場合、再提出がなければ、修了証は交付されません。 |

**＜社会資源調査＞**

|  |
| --- |
| Ｑ１  どの地域の社会資源を調査すればよいのでしょうか？ |
| Ａ１  個別実習における実習協力者（対象者）が住む地域の社会資源を調査することになります。 |

|  |
| --- |
| Ｑ２  社会資源調査票に載っている全てのサービス種類について調査しなければならないのでしょうか？ |
| Ａ２  社会資源は地域によって違いがあります。また、どうしても把握できないものもあると思いますので、全ての  サービス種類について調査しなければいけないということではありません。  できる限り、全てのサービス種類が埋まるように努力して下さい。  ＊努力の跡がみられない場合には、再提出を求めることもありますので、ご注意下さい。 |

|  |
| --- |
| Ｑ３  一つのサービス種類に対して、何箇所くらいの事業所を書けばよいのでしょうか？ |
| Ａ３  事業所を何箇所調べるかについて決まりはありません。何箇所でも構いませんが、利用者の選択の幅を考える  と複数あったほうが望ましいでしょう。 |

|  |
| --- |
| Ｑ４  どのようにして社会資源調査を行えばよいのでしょうか？ |
| Ａ４  調査方法はどのような方法でも構いません。実際に業務に就くならば、自分の目で見て、確かめるというのが  最善の方法ですが、役所などで発行している事業所ガイドブックやワムネットなどのインターネットを活用する  方法でも構いません。 |

**＜要介護認定調査、ケアプラン作成＞**

|  |
| --- |
| Ｑ１  要介護認定調査とケアプラン作成の実習協力者（対象者）は同一人物でよいのでしょうか？ |
| Ａ１  同一人物で構いません。 |

|  |
| --- |
| Ｑ２  現場での仕事をしていないので、実習協力者（対象者）が見つかりません。どうしたらよいでしょうか？ |
| Ａ２  実習協力者（対象者）を見つけることは大変だと思いますが、何とか見つけてください（家族、親族etc）。  大変申し訳ありませんが、このような返答しかできません。  ＊実習協力者（対象者）が実在している方か否か、対象者が本当のそのような状態であるか否かについては、  事務局では確認しません。 |

|  |
| --- |
| Ｑ３  実習協力者（対象者）は、居宅の方、施設の方、どちらでもよいのでしょうか？ |
| Ａ３  どちらでも構いません。居宅の方であれば「居宅サービス計画書」、施設の方であれば「施設サービス計画書」  ということで作成して下さい。 |

|  |
| --- |
| Ｑ４  アセスメント票は、何を使えばよいのでしょうか？ |
| Ａ４  今回の実習では、一般的に用いられているアセスメント票は使用しません。実習提出資料中にあるアセスメント  票（チェックポイントシート）を使用して下さい。  ＊実際の現場では、アセスメント票は、それぞれの事業所で定めて使用しています。実習で使用したアセスメン  ト票を実際の現場で使用することはできませんので御留意下さい。 |

|  |
| --- |
| Ｑ５  実習協力者（対象者）は、既に介護認定を受けていることが条件となるのでしょうか？ |
| Ａ５  原則は、既に介護認定を受けており、その判定結果が要介護１～要介護５の方となります。しかし、介護認定  を受けていなくとも、実習協力者（対象者）が要介護１～要介護５相当の方であれば、実習協力者（対象者）とし  て選定していただいて差し支えありません。  また、要支援１～要支援２の方であっても、要介護１以上と判断できる状況の方でしたら、実習協力者（対象者）  と選定していただいて構いません。但し、既に判定結果が要支援１～要支援２と判定されている方なので、この  ような方を積極的に選定することはお勧めしません。  ※実習では、要介護１～要介護５の方のケアプランを作成することになるので、要支援１～要支援２の方でも要  介護１～要介護５としてケアプランを作成することになります。  （実習では介護予防ケアプランの作成は行いません） |

|  |
| --- |
| Ｑ６  実習協力者（対象者）は、既にサービスを利用している方となるのでしょうか？それとも、何もサービスを利用し  ていない人となるのでしょうか？ |
| Ａ６  実習協力者（対象者）が、既にサービスを利用しているか、利用していないかは問いません。  既にサービスを利用している方であっても、既存のケアプランの丸写しではなく、受講生のみなさんが考えたケ  アプランを作成して下さい。（既に実行されているケアプランと内容が異なっても差し支えありません） |

|  |
| --- |
| Ｑ７  実習協力者（対象者）への実習承諾書及び実習誓約書は必ず作成しないといけないでしょうか？ |
| Ａ７  実習承諾書及び実習誓約書は、実習提出書類として提出義務はありませんが、できる限り、作成したほうが良  いでしょう。また、必要に応じて、実習協力者（対象者）の担当介護支援専門員や担当者（場合によっては代  表者）にも承諾を得るなどの配慮も必要でしょう。  最終的には、社会人として、専門職として、各自で御判断下さい。 |

|  |
| --- |
| Ｑ８  実習協力者（対象者）が施設入所者の場合は、アセスメントの際に住宅見取り図は必要でしょうか？また、自宅  で生活していた頃の住宅見取り図は必要でしょうか？ |
| Ａ８  施設ケアプランを作成する際には、居住環境が整っていることが前提となるので基本的には居室の見取り図は  必要ありません。しかし、実習協力者（対象者）の心身状況によっては必要となることも考えられます。例えば、  片麻痺の方のベッドの配置やトイレまでの導線の検討、認知症の方に少しでも自宅に近い環境を工夫すると  いったことが必要な場合等は、居室や生活空間の見取り図があるとよいでしょう。  また、自宅で生活していた頃の住宅見取り図については、過去にどのような生活を送っているか把握するとい  う意味では、記載していただいて構いませんが、特に必要性がなければ、記載の必要はありません。  但し、施設入所者であっても、自宅退所を前提としているのであれば、住宅見取り図が必要となります。（この  場合は施設ケアプランではなく、在宅ケアプランになります） |

**＜その他＞**

|  |
| --- |
| Ｑ９  記入にあたっては、鉛筆書きは禁止ですか？パソコンで入力することはできませんか？ |
| Ａ９  原則としてボールペン等を使用しての記入をお願いします。修正が必要な際は修正液などを使用して差し支えありません。やむを得ず鉛筆書きする場合は、Ｂ以上の濃い芯の鉛筆を使用して下さい。  各様式は、本協会ホームページ上にダウンロード（Ｗｏｒｄ形式）できるよう公開しています。パソコン入力にて作成することはできますが、この場合は、本冊子と同様に各様式を綴じてから指定日に個別実習提出資料として提出して下さい。 |